

令和元年度事業計画

<事業計画>

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

I 基本方針

我が国の水産業は、人口減少社会の到来に伴う漁業の担い手の減少・高齢化、海洋環境の変化に伴う水産資源の減少、周辺海域での外国漁船の操業の活発化など多くの課題を抱えている。また、近い将来、南海トラフ等の大規模な地震・津波の発生が懸念されており、台風や集中豪雨等の自然災害に対し脆弱な漁村等の防災・減災対策も喫緊の課題となっている。他方、世界的な食の需要拡大、和食への評価向上を背景に水産物の輸出拡大に挑戦している他、外国人観光客の増加傾向を、漁村の滞在型観光や水産物消費の拡大につなげる取り組みが図られている。

このような中、昨年12月に漁業法の改正を含む水産改革法が成立し、水産業全体の成長産業化を進めることとされている。国民に安全・安心な水産物を引き続き安定的に供給し、漁業地域の経済を支える水産業が持つ重要な役割を今後とも果たしていくためには、我が国の水産業を持続的・安定的な成長産業として再生させることが急務である。更に、水産業を魅力ある産業として次世代に伝え、豊かで安心して暮らせる漁村を形成するためには、水産業・漁村の活性化にも取り組む必要がある。漁港漁場整備長期計画に基づく漁港漁場の整備は、これら水産業に関わる施策の基盤をなすものであり、水産改革と連動して、着実にその事業を進めていく必要がある。

本会としては、これらの課題の解決に向けた漁港・漁場・漁村の総合的な整備の推進、活力ある漁村づくりに向けて、今後とも都道府県協会との連携を強化して、水産業や漁村の実態を広く伝えるとともに、水産業、漁村の重要な役割について国民の理解と支持を得るための広報・啓発活動や地域振興、環境保全等の課題に積極的に取り組む。

また、漁港施設の長寿命化や地方公共団体の省人化に資する漁港情報クラウドシステムの普及についても引き続き積極的に取り組む。

こうした活動・事業については、事業の質的向上と経費の節減を図るとともに、国や地方公共団体からの受託事業の確保や出版事業等の一層の拡充に努め、効率的、効果的な事業運営に努める。

Ⅱ 事業計画の概要

1. 漁港、漁場、漁村等に関する講習会、研究発表会の開催

漁港漁場漁村の効率的な整備の推進、総合的な利活用を図るためには、調査研究や技術、情報の普及が不可欠である。

そのため、漁港漁場漁村関係者を対象とした漁港漁場漁村関連の最新の制度、事業、技術等に関する講習会、研究発表会等を関係機関と協力して開催する。

(1) 漁港漁場講習会の開催

水産庁の協力を得て、幅広い漁港漁場漁村関連事項を中心とした漁港漁場講習会を東京都内で開催する。

(2) 第18回全国漁港漁場整備技術研究発表会の開催

水産庁及び鳥取県と共催し、10月に鳥取県において第18回全国漁港漁場整備技術研究発表会を開催する。

2. 漁港、漁場、漁村等に関する提言

(1) 第70回全国漁港漁場大会の開催

10月29日、広島県福山市の「ふくやま芸術文化ホール」において、水産業の振興、地域の活性化を目指す取組み等に関する情報と意見を交換し、漁港・漁場・漁村の総合的整備に関する方策を議論する第70回全国漁港漁場大会を開催する。

大会においては、水産基盤整備事業に関連する諸問題について討議を行い、全国の漁港漁場関係者の総意としての提言をとりまとめる。また、提言内容の実現を図るため、都道府県協会と連携を取り、政府、国会に対する要請活動を実施する。

(2) 各種会議等での要請活動

漁港漁場漁村の整備の促進を期するためには、政府、国会だけでなく、政党、関係諸団体の理解と支援を得ることが重要であるため、政党、関係諸団体等の各種会議、集会等に積極的に出席して情報の的確な把握に努めるとともに、強力な支援を要請する。

3. 漁港、漁場、漁村等に関する調査研究の実施

(1) 国及び地方公共団体が実施する漁港、漁場、漁村等に関する調査研究に対して積極的に協力する。

(2) 漁港情報クラウドシステムの運営を進め、地方公共団体等に漁港台帳等の電子化とそれらのデータの効率的・効果的な利用に関するサービスを提供する。

4. 漁港、漁場、漁村等に関する資料の収集

漁港漁場漁村の整備に必要な諸制度及び技術の研究開発等に関する資料や漁港漁場漁村の実態等の資料収集に努めるとともに、水産基盤整備事業に関する地方公共団体の負担割合の調査を会員の協力のもとで実施する。

5. 漁港、漁場、漁村等に関する国際交流

日韓漁港漁場漁村技術交流会議は本年は第22回会議を韓国で開催する予定であり、漁港漁場漁村の整備や漁村地域の活性化に関する技術、情報等の交換を行う。

また、漁港漁場に関連する国際会議・学会の支援、海外からの漁港視察団や研修員の受入についても要請に応じ対応する。

6. 漁港、漁場、漁村等に関する指導・助言

(1) 地区協議会・都道府県漁港漁場協会総会等

地区における協議会及び都道府県漁港漁場協会総会等に参加し、漁港、漁場、漁村、海岸の整備等に関する情報の発信、交換に努め、これらの整備促進に向けた積極的な活動を要請する。

(2) 特定第3種漁港市長協議会

特定第3種漁港市長協議会の活動に参画するとともに講演等の企画や情報収集を支援する。また、当協議会が参加している全国水産都市三団体連絡協議会の活動等を支援する。

(3) 漁港漁場検診の実施

都道府県協会又は漁港管理者等の依頼に応じて、漁港漁場検診に参加する。

7. 漁港、漁場、漁村等に関する啓発普及

漁港漁場漁村の重要性やその整備の必要性について、財政当局など政府、国会、政党への提言のほか、一般国民の理解と支援を得るためにホームページによる広報や啓発普及資料の作成等の取り組みを行うとともに、都道府県協会等における啓発普及活動への積極的な支援を行う。

(1) 新たな事業への取り組み支援

現在の漁港漁場整備長期計画に位置づけられた新たな政策や、近年創設された新たな予算制度等を的確に利用することができるよう、各都道府県協会や漁港漁場関係団体と密接な連携をとり、特に下記の課題につき広報普及に努めるとともに、会員である市町

村や漁業協同組合に対し、技術的な助言を行うなど、新たな事業への取り組みを支援する。

- ① 直轄漁場整備を含む漁場環境整備、磯焼け対策等の水産環境の改善。
- ② 漁港施設の機能保全、バリアフリー化、施設情報の有効利用の推進。
- ③ 漁港利用の規制緩和と多様な利活用の推進。

(2) 漁港漁場漁村環境美化に関する啓発普及

漁港漁場愛護精神の啓発に努めるとともに、漁港漁村環境整備事業及び(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構によるクリーンアップ事業とも協調して、美しく快適な漁港漁村環境の創出に努める。

(3) プレジャーボート対策等の漁村活性化に関する取組

水産関係団体及び「海の駅ネットワーク」などプレジャーボート等海洋レクリエーション関係機関・団体と協力して、プレジャーボート等の適正な係留保管の推進、プレジャーボート等を通じた都市漁村交流、漁村活性化の推進に努める。

また、要請に応じてフィッシャリーナの認定等を行う。

(4) ホームページの充実

ホームページの一層の充実を図り、漁港漁場漁村に関する情報を適時・的確に提供することにより、水産業・漁村の重要性、水産基盤整備等の必要性に関する支持の拡大、都道府県協会との連携等に努める。

(5) 漁村女性セミナーの開催等

活力ある漁村づくりのために、女性の視点から漁村の女性が積極的に発言し、貢献していく事をしていくことを期待し、漁村女性セミナーを開催する。

(6) 漁港漁場功績者等の表彰

第76回定時総会に先立ち、全国漁港漁場協会表彰規程に基づき令和元年度の漁港漁場功績者(漁港漁場協会役職員、市町村漁港漁場担当職員)、優秀漁港漁場事業実施機関及び漁港漁場愛護団体の表彰を行う。

(7) 2019 漁港漁場漁村海岸写真コンクールの実施

写真を通じて漁港・漁場・漁村・海岸への一般の人々の理解を深め、併せて水産業の重要性をPRするため、全国漁港海岸防災協会との共催により、水産庁の後援、関係団体の協力を得て写真コンクールを実施する。

(8) 都道府県協会が行う啓発普及等に対する支援

都道府県協会が主催（又は都道府県等と共催）する、会員等を対象とした研修会等は水産基盤整備事業を円滑に遂行する上で重要であることから、研修会の会場費、印刷費への助成や、研修会への講師派遣の斡旋等を行う。

8. 漁港、漁場、漁村等に関する情報誌、関係図書のパ版及び漁港標識の斡旋等

(1) 機関紙「漁港漁場月報」、機関誌「漁港漁場」の発行

機関紙「漁港漁場月報」を毎月、機関誌「漁港漁場」を年4回発行し、会員及び関係省庁等に配布して、漁港漁場漁村及び海岸の整備促進等に関する情報の交換、意識の高揚等に努める。

(2) 関係図書の出版等

漁港漁場漁村及び海岸等に関する知識の普及並びに関係者への利便に資するため、出版事業の一層の充実に努め、各種参考書、解説書及び資料等を発行するとともに、漁港標識の斡旋販売を行う。

また、本会の出版に限らず、地方発刊の書籍を含め、漁業や漁港漁場漁村に関する優良出版物をホームページや漁港漁場月報等で紹介、斡旋する。